

# 登録更新の諸手続きにあたって の留意事項

東京都 産業労働局 金融部 貸金業対策課  
(登録担当)

# 目次

## ○貸金業登録

- ・更新手続きに関する留意点  
(申請時期, 申請方法, 登録要件など)
- ・変更手続きに関する留意点

# 更新申請の手続きについて

## ◎提出時期

更新日（登録期間末日）の5ヶ月前から2ヶ月前まで

## ◎提出先・方法等

提出先 日本貸金業協会東京都支部

提出方法 持参、郵送、eメール

受付時間（窓口） 平日 午前9時30分から午後3時まで

申請手数料 15万円（申請時に現金で納付）

## ◎その他

更新申請に併せて、登録内容を変更することはできません。

【変更届の提出時期は、10頁参照】

⇒期日を遵守して変更の届出をしてください。

# 個人事業主に対する貸付に際しての留意点

(第7面) -1-

## 1.3 業務の方法

### 返済能力調査義務について

### 1. 貸付の相手方

消費者金融、事業者向け金融の別

イ. 消費者金融

ロ. 事業者向け金融

「事業者向け金融」のみを貸付の相手方としている場合であっても、個人事業主を貸付の対象とする場合は、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用することが必須（法第13条第2項）

### 【参考】 個人事業主に対する返済能力調査 《総量規制の例外》

一定の個人事業主に対する貸し付けは、総量規制の例外貸付に該当（施行規則第10条の23第1項第4号, 第5号）

# 更新申請中に変更届出書を提出する際の対応

登録申請書を提出後、登録（更新）するまでの間に変更届書の提出があると、変更の内容に応じて、変更届出書とは別途に登録申請書類用の追加提出書類または差替え書類が必要になる。



（例）変更の内容が、代表者、役員、重要な使用人、貸金業務取扱主任者のいずれかに就任または退任があった場合

- ①申請書第2面（代表者または役員の就任または退任があった場合に必要）
- ②申請書第3面（重要な使用人の就任または退任があった場合に必要）
- ③申請書第4面（貸金業務取扱主任者の就任または退任があった場合に必要）
- ④商業登記簿謄本（代表者または役員の就任または退任があった場合に必要）
- ⑤新たに就任した人の身分証明書
- ⑥         "         住民票
- ⑦         "         履歴書（第一面、第二面）
- ⑧新たに貸金業務取扱主任者に就任した人の貸金業務取扱主任者の登録完了通知の写し
- ⑨登録申請者、重要な使用人及び貸金業務取扱主任者の氏名等

# 社内規則について

- ◎ 社内規則の内容に関しては、金融庁の監督指針  
（別表「貸金業者登録審査事務チェックリスト」を含む）  
に基づき、審査を行っている。
- ◎ 改定の都度、東京都に提出する必要はないが、適宜  
最新の状態に見直しを行い、備えておく必要がある。

# 社内規則の整備に係る主な項目

◎システムリスク管理態勢

(平成25年7月貸金業者向けの総合的な監督指針に追加)

◎「経営者保証ガイドライン」の融資慣行としての浸透・  
定着等

(平成26年2月貸金業者向けの総合的な監督指針に追加)

◎取引時確認、疑わしい取引の届出(平成28年10月1日  
犯罪による収益移転防止に関する法律改正)

◎顧客等に関する情報管理態勢(平成29年5月30日  
個人情報保護法改正)

◎顧客等に関する情報管理態勢(令和4年4月1日  
個人情報保護法改正)

◎成年年齢引き下げ(令和4年4月1日民法改正)

# 社内規則との整合性 【第7面-1】

(第7面) - 1

## 1 3 業務の方法

### 1. 貸付の相手方

消費者金融、事業者向け金融の別

イ. 消費者金融

ロ. 事業者向け金融

社内規則等の規定と  
整合させてください

### 2. 貸付の利率

(場合によって異なるときは、その上限の率。実質年率で記載すること。)

年 \_\_\_\_\_ %

### 3. 賠償額（違約金、遅延損害金を含む。）を予定する場合における当該賠償額の元本に対する割合（場合によって異なるときは、その上限の率。実質年率で記載すること。)

年 \_\_\_\_\_ %

(賠償額の計算方法)

# 業務経歴書の記載について①

「貸付けの業務の経験者の経歴書」は、

- ①貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する常務に従事する役員がいることを証明するもの【個人の場合は申請者】
- ②営業所ごとに「貸付けの業務に1年以上従事した経験を有する」常勤の役員または使用人

①と②の要件を満たすように記入すること  
(経験年数の多い者順に1名以上)

但し、①の要件を満たす者が、常勤の場合、その者が在籍する営業所については、追加の証明は不要

(例)本店に所属し、貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する、常勤の役員【個人の場合は申請者】

# 業務経歴書の記載について②

年 月 日

商号又は名称

氏名

(法人にあっては、代表者の氏名)

## 貸付けの業務の経験者の業務経歴書

貸付けの業務の経験者の業務経歴については、下記のとおり相違ありません。

| 営業所等の名称                                                                                                                  | 役職名 | 氏名・生年月日 | 期 間     | 貸付けの業務の内容 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------|---------|-----------|
| 貸付けの業務を行った法人名、在籍部署、業務内容の詳細を記載してください。                                                                                     |     | 年 月 日   | 年 月 日   |           |
|                                                                                                                          |     | 年 月 日   | 年 月 日   |           |
|                                                                                                                          |     | 年 月 日   | 自 年 月 日 |           |
| ※ 「貸金業の登録申請のあらまし」6ページ8番の記載内容をご確認の上、記入してください。<br>※ 申請業者以外の金融機関等（銀行等）における経歴の記載があるときは、経歴を確認する疎明資料として在籍証明書等の提出をお願いすることがあります。 |     |         |         |           |
|                                                                                                                          |     |         |         |           |
|                                                                                                                          |     | (満 歳)   | 至 年 月 日 |           |

# 変更の届出について①（総論）

## ●変更届出書提出時期

- ①資金需要者等に直接影響を及ぼす内容 ⇒ **予め**の届出  
営業所の名称・所在地（フロア変更、同一フロア内の位置変更を含む）、電話番号、広告勧誘する際に表示等をするフリーダイヤル・ホームページアドレス等
- ②上記以外の内容 ⇒ 変更後**2**週間以内の届出  
商号又は名称、法人の代表者・役員、重要な使用人、貸金業務取扱主任者、業務の種類、業務の方法又は他の事業の種類等

## ●提出場所・方法等

提出先 日本貸金業協会東京都支部

提出方法 持参、郵送、eメール

受付時間（窓口） 平日 午前9時30分から午後4時30分まで

## ●その他

必要な添付書類は東京都産業労働局HPで確認

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/sinsei/kinyu/kashikin/>

# 変更の届出について②(役員退任に関して)

## ● 役員の退任手続き時における

「貸付けの業務の経験者の業務経歴書」の添付について

法人で貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する常務に従事する役員として登録している者が退任した場合、登録拒否要件に該当しないことを確認するため、新たに**登録要件(※)を満たす者がいることの証明として、「貸付けの業務の経験者の業務経歴書」を添付**してください。

【疎明資料として、勤務先発行の「在職(籍)証明書」などを提出いただくことがあります。】

(※)貸金業法施行規則第5条の7 第1項第2号

(注) 登録更新の際は、新規登録の場合と同様に、疎明資料を含め、「貸付けの業務の経験者の業務経歴書」の添付が必要です。

# 貸金業法施行規則の改正について

【令和2年12月23日施行】

◎令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」を踏まえ、  
行政手続きの見直し、オンライン化を推進

## 《行政手続きの見直し》

【改正前】申請書, 届出書(別紙様式)に押印

**【改正後】申請書, 届出書(別紙様式)の押印廃止**

## 《オンライン化》

eメールでの提出も可能

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/sinsei/kinyu/kashikin/>

(注) 別途、押印に依らない本人確認を実施

※申請者は、権限を有する者に限る。

# 申請書・届出書の提出先

東京都のHP掲載資料「貸金業の登録申請（新規・更新）手続きのあらまし」もご参照ください。

日本貸金業協会東京都支部

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル2階

電話番号 03-5739-3021

窓口受付時間

新規・更新・登録換えの申請 平日午前9時30分から午後3時まで

変更・廃業等の届出 平日午前9時30分から午後4時30分まで

# 日本貸金業協会について

## 貸金業法に基づく、自主規制機関として設立

「貸金業務の適切性の確保」に向けて

社内規則の作成・変更

貸金実務に関する  
法務相談

広告審査(支援・指導)

業界動向・情報

登録・更新手続き

貸金業法等の  
学習支援

業務書式等の提供

資金需要者からの  
相談・苦情等の対応

反社会的勢力への  
対応

「日本貸金業協会」も活用して法令遵守体制を確立・維持へ

詳しくは「日本貸金業協会」のHPを  
ご参照ください。

# 効果テストとアンケートの提出について

- ① 受講後、効果テストとアンケートの提出をお願いいたします。
- ② 提出期限は、**令和 6年 7月 5日（金）まで**です。
- ③ 効果テストとアンケートの提出は、**1事業者1枚**でお願いします。  
（複数の方が受講されている場合は、回答内容を調整の上提出してください。）
- ④ 提出方法は、eメールまたはFAX でお願いします。

eメール : S0000716@section.metro.tokyo.jp

※ eメールにてお送りいただく場合は、PDF形式にしてお送りください。

件名は「（登録番号）令和6年度第1回講習会」としてください。

FAX番号： 03-5388-1464

- ⑤ 効果テストとアンケートを提出いただいた事業者に、受講修了証書をお送りします。

（注）効果テストとアンケートの用紙については、お送りしている実施案内の「2.受講形式」をご参照の上印刷してください。（印刷できない場合は、お申し出ください。）

最後までお聞きいただき、ありがとうございました。

- 問い合わせ先：東京都産業労働局金融部貸金業対策課  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1  
東京都庁第一本庁舎19階  
電話番号 03-5320-4774  
受付時間 平日 午前9時から午後5時まで